

道路愛護會

奈良縣土木課

本縣に於ける道路愛護事業は昭和八年末規程制定以來日

尙淺きにも不拘地元住民の理解に依り道路愛護會の届出團

體數二七二、會員數三〇、〇四

七人、届出道路延長國道及府縣

道一、〇〇二籽五一四にして全

延長一、二三四籽、九七三の八

割二分に當る好成绩を得たり。

愛護作業

愛護作業は昭和九年四月より

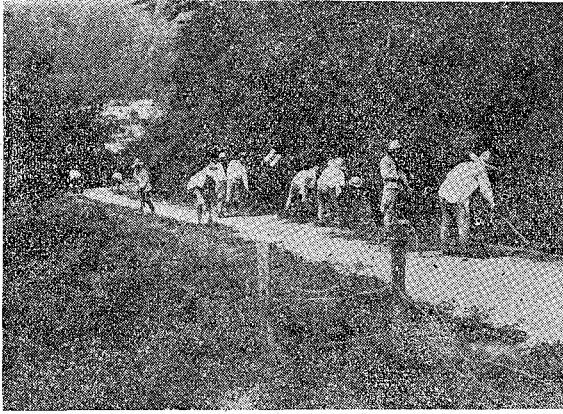
實施し、同年十二月迄の九ヶ月

間の實績は作業せる團體數一三

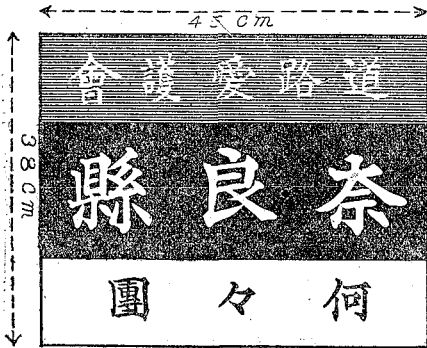
四、此の道路延長四七六籽、八

六一、作業延人員一〇、六三五

八、一日八時間作業としての延



道路愛護作業實況



人員七、九〇一人にして之を勞力費に換算するときは七、一一一圓なり。

表彰

道路愛護獎勵規程第一條ニ依リ成績優良ナルモノヲ毎年表彰スルコトニナレルヲ以テ、審査會ヲ開キ、各土木出張所ヨリノ成績報告書又ハ實地調査ニ依リ、嚴密ナル審査ヲ遂ゲタル結果一等六團體賞金各三十圓宛、二等六團體賞金各二十圓宛、三等十八團體賞金十圓宛、四等三十一團體褒狀ノミ、五等五十五團體褒狀ノミ、計一一六團體ヲ選拔表彰スルコトトシ二月十一日紀元節ノ當日本縣公會堂ニ於テ表彰式ヲ舉行セリ

此ノ道路愛護初年ニ當リ大ニ宣傳ニ努メタリト雖日淺ク

普ク徹底セザリシ恨アルト彼ノ九月ノ關西地方ヲ襲ヘル風
水害ノ影響ヲ受ケタルニモ不拘此ノ好成绩ヲ得タルハ道路

行政上誠ニ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ

愛せよ道路 設けよ愛護團

産業の開發には 良き道路

良き里に良き道あり

良き道に良き愛護團あり

式 尙同縣では「道路愛護」の趣旨と

記 「道路愛護獎勵規程」及「道路愛護獎

念 勵規程ニ依ル道路愛護會作業方法」

撮 を左の通公示せられて居る。

映

道路愛護

交通機關の完備は地方産業の開發

國民文化の進展に密接の關係を有し

之か施設の良否は民力の消長國運の隆替に影響する所大な

るものあり就中道路は普く地方に分布し其の利用範圍極め



て廣汎なるを以て常に之か維持修理に努むると共に進んで之が改良を圖り以て時代の要求に應ずるは最も緊急の事に屬す故に縣に於ては毎年度財政の許す範圍に於て銳意之か維持改良に力を竭しつゝありと雖限ある人員と經費を以て其の完璧を期するは蓋し至難の業に屬す従つて地元住民の道路に對する奉仕的愛護作業に俟たざるへからざるもの勢からず殊に道路の恩澤は主として地元住民の之に浴するものなれば徒に管理權の所在經費負擔の關係を云爲して道路の荒廢を袖手傍觀するか如きことなく居常之か愛護保全を念とし更に進んで其の機能の増進を計るべきは地元住民當然の責務と謂はざるへからず近時各種の法制に於て受益者負擔の制度を設けたる所以のもの亦全く此の趣旨に因るに外ならず然るに往時地元住民か其の關係道路を愛護し自發的に寄與協力したる社會奉仕の美風は道路に關する法制の完備と共に漸く頽廢せむとし一に道路管理者の爲す所に倚賴して顧みざるの傾向あるは寔に遺憾に堪へざる儀に付市町村、青年團、在郷軍人分會其他各種團體の熱心なる後

援に依り一面道路愛護の精神を振作し自治公共の美風を涵養すると共に道路の維持整備に協力助成せしむる目的を以て今回道路愛護獎勵規程を制定し其の實績を擧げむとす冀くは縣民宜しく上述の趣旨を鑑み益々公共奉仕の美風を作興すると共に道路愛護の良俗を擴張し相率て其の目的の貫徹に努め以て交通機關の能率増進と地方の開發進展に寄與せられんことを。

道路愛護獎勵規程

第一條 道路ニ關スル公共心ヲ涵養シ道路愛護ノ思想ヲ普及シテ國道府縣道ノ維持保全ヲ期スル爲道路愛護會ヲ組織シ其ノ成績優良ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス

第二條 道路愛護會ヲ組織シ得ヘキモノハ市、町、村、青年團、在郷軍人分會、消防組、戶主會若ハ其ノ一部又ハ其ノ聯合團體トス

第三條 道路愛護會ヲ組織セムトスル團體ハ左ノ事項ヲ具シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ申出ツヘシ

一 團體名及代表者氏名並會員數

二 團體組織ノ概要

三 作業區域

土木出張所長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ所轄警察署長ニ之ヲ通知スヘシ

第四條 加入團體ハ作業着手前所轄土木出張所長ニ届出ツ

ヘシ

第五條 加入團體ハ別記様式ノ作業日誌ヲ備ヘ土木出張所員巡視ノ際認印ヲ受クヘシ

第六條 土木出張所長及警察署長ハ道路愛護會ヲ組織シタル團體ニ對シ常ニ其ノ區域内ノ道路ニ關スル公共心ノ厚薄及道路維持修繕ノ狀況等ヲ視察シ其成績ヲ考查スヘシ

第七條 土木出張所長ハ警察署長ト協議ノ上成績優良ト認ムル團體ヲ選抜シ其ノ事績及成績調書ヲ作製シ順位ヲ附シテ毎年一月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第八條 知事ハ前條ニ依リ報告セラレタル團體ノ成績ヲ審査セシムル爲審査會ヲ設ク

第九條 審査會ハ審査長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第十條 審査長ハ經濟部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ關係官吏ヨリ知事之ヲ命ス

第十一條 審査ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ一會期トシテ之ヲ行フ

第十二條 審査ハ道路ニ關スル公共心ノ厚薄及道路維持修繕ノ狀況等ヲ調査スルヲ以テ目的トスルモ大體左ノ標準ニ依ルモノトス

一 作業區域内道路保全ノ良否

二 交通障害物整理ノ良否

三 勞力及費用負擔方法ノ適否

第十三條 審査ノ結果成績優良ナルモノニ對シ褒賞ヲ授與ス

第十四條 道路ニ關スル篤行者アルトキハ所屬市町村長ハ其ノ事績ヲ錄シ所轄土木出張所長ヲ經テ知事ニ上申スヘシ土木出張所長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ニ意見ヲ附シ進達スヘシ

第十五條 知事ハ前條篤行者ノ事績ヲ審査會ニ附シテ審査

センチメ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第十六條 本規程ニ依ル作業ノ執行ハ道路法第二十四條ノ

様式

作業日誌

許可ヲ受ケタルモノト看做ス

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

團體名
代表者 氏 名

年月日	道路種別	路線名	作業場所	作業種類	延長	作業人員	作業時間	摘	要	巡視者 認印
	府縣道	何々線	何々々	浚開 溝	米	人				

備考 右表以外ニ記載スヘキ事項アルトキハ適當ニ記載スヘシ

道路愛護獎勵規程ニ依ル道路愛護會作業方法

第一 路面ノ修繕ハ少クトモ左ノ各號ニ依ルコト

一 路面ノ凹凸ハ之ヲ削リ均スコト

二 路面ニ大ナル凹所又ハ洗堀ヲ生シタル時ハ先ツ以テ

路面ヲ打起シ砂利又ハ眞砂土ヲ補足シテ馴染ヨクシ輕
度ノ蒲鉾形ニ仕上クルコト

三 路面ノ車跟ハ車跟ノ兩側ニ餘レル砂利又ハ其ノ他ノ

砂利ヲ持込ミ高低ナク搔均スコト

紹介

車跟ノ深サ大ナルトキハ荒砂利ヲ持込ミ其ノ上ニ目瀝シ砂利ヲ用キ搔均スコト

四 路肩ハ兩路側ヲ切下ケ又ハ盛土シテ蒲鉾形ニ仕上クルコト

五 路面ニ突出セル玉石栗石木根等ハ之ヲ取除キ砂利又ハ眞砂土ヲ以テ跡埋ヲ爲スコト

六 雜草木根等ノ混入セル土砂又ハ側溝ノ淺溲泥土等ヲ路面ニ搬出セサル様注意スルコト

七 路面又ハ側溝上ニ落土アルトキハ之ヲ除却スルコト

八 冬季ニ於テ實用路面ノ積雪結氷ハ之ヲ除却シ其ノ他ノ季節ニ於テ路面ノ乾燥ヲ來シタルトキハ適當ノ撒水ヲ爲スコト

九 路面ニ轉在スル玉石栗石其ノ他交通ノ障害トナルヘキモノハ之ヲ除却スルコト

第二 道路ノ整理ハ大體左記各號ニ依ルコト

一 木材及諸車其ノ他物件ヲ道路ニ放置シ若ハ道路ヲ作業場又ハ物干場ニ使用スル等交通ノ妨害トナルヘキ行

爲ヲ爲サシメサル様常ニ注意スルコト

二 路肩ニ繁茂セル雜草ハ之ヲ刈取り尙路面ノ雜草ヲ路肩ヨリ二十糎ヲ存シ之ヲ削り取り實用路面ヲ有効ナラシムルト共ニ路面ノ塵埃泥土等ハ之ヲ除却シ常ニ清潔ヲ保持スルコト

三 橋梁溝渠樋管等ノ輕易ナル修繕ハ適當ニ處理スルコト

四 道路維持若ハ交通ノ障害トナルヘキ竹木ハ適當ナル枝打又ハ伐採ニ留意スルコト

五 車馬避讓ノ爲待避所ヲ利用セシムル様指導スルコト

六 道路元標道路標識其ノ他道路ニ附屬セル建設物等ノ保持ヲ圖ルコト

七 道路敷ヲ無願占用シ又ハ沿道取締規則ニ違背シ家屋其ノ他ノ建物ヲ建設スルカ如キモノナキ様注意スルコト

第三 排水ノ手入ハ概ネ左記各號ニ依ルコト

一 側溝ノ設ナキ箇所ハ附近適當ノ水路ニ通スヘキ排泄

路ヲ設クルコト

二 車跟等ノ爲雨水ノ從斷的ニ流ル、モノ及雨濛ハ適當ニ排水施設箇所ニ導水スルコト

三 橋梁側溝暗渠土管等ニ漂流物泥土雜草落葉其ノ他ノ障害物入り込ミ排水不良ナル箇所アルトキハ充分掘リ浚ヒ障害物ハ之ヲ除却シ通水ニ支障ナカラシムルコト

四 降雨ノ際ニ於テハ成ルヘク區域内ノ道路ヲ巡視シ水溜リ其ノ他排水不足ノ箇所ニ對シ相當手入レヲ爲スコト

第四 前各號ノ外左記事項ニ留意スルコト

一 出水ノ場合ニ於テハ河水其ノ他水流ノ漂流物ニ注意シ橋梁ノ危險豫防上必要ナル措置ヲ爲スコト

二 出水時ニ於テ道路橋梁等破壞ノ虞アル場合ニ於テ關係官吏員ノ依囑ヲ受ケタルトキハ其ノ指揮ニ從ヒ防備ニ盡スコト

三 交通杜絶ノ箇所ノ生シタルトキハ交通上應急ノ措置ヲ講スルト共ニ直チニ所轄土木出張所ニ之ヲ通知スル

コト

四 道路ノ相當大ナル修繕ヲ要スト認ムル箇所ハ之ヲ所轄土木出張所ニ通知スルコト

第五 前各號ニ定メタル以外ノ作業又ハ修繕工事ヲ爲シ特ニ多大ナル費用若ハ勞力ヲ投スル場合ニ於テハ所轄土木出張所ニ届出テ又ハ其ノ指揮ヲ受クルコト

子曰、視其所以、觀其所由、察其所安、人焉廋哉、人焉廋哉。と論語に在る。或人言ふ、人を觀破する法は、先づ其の人の現在の行爲を視ることだ。しかし、現在善言を談り善行を爲して居るから君子であると斷ずるは早計だ、現在惡言を發し不善を爲すから小人であると斷ずるのも早計だ、過去の言行を仔細に觀察してよく其の人物を月旦すべきものである。終日を猥言無次譚に送り他を省みざるが如きはまた敢て過去の言行を察するの要なしと解すべきなり矣。視よ、觀よ、察せよ其人如何に本性を匿さんとするもまた難い哉である、子の言に「我の人に於けるや誰をか譽め、誰をか譏らん」とある寔に然り矣。